

小学生・中学生の保護者の皆さんへ

『新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合はご相談ください』

《就学援助制度のご案内》

伊那市では、お子さんを学校に通わせるために必要な給食費や学用品費等の負担が経済的に難しい御家庭に対して、費用の一部を助成しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1月以降、世帯の収入が減少し、家計に急激な変化があった場合、世帯状況によっては支給の対象となる可能性があります。申請を希望される場合は、市教育委員会学校教育課へご相談ください。

1 次の(1)(2)ともに満たす保護者が対象になります。

(1) 伊那市に住民登録がある。

(2) 経済的な理由でお子さんの就学に困っている。(次のいずれかの申請理由に該当する場合)

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護を停止又は廃止された。
- ③ 世帯員全員が市民税非課税である。
- ④ 市民税、個人の事業税又は固定資産税が減免されている。
- ⑤ 国民年金保険料が免除されている。または、国民健康保険料が減免又は徴収猶予されている。
- ⑥ 児童扶養手当(=ひとり親家庭等対象の手当)を受給している。
- ⑦ 世帯更生資金貸付制度による貸付を受けている。
- ⑧ 保護者の失業・倒産・長期療養・火災・交通事故などの不慮の災害等により収入状態が悪く、被服、学用品等に不自由している者等で生活が極めて困難である。
- ⑨ その他、特に援助を必要と認める状態にある。

2 認定審査について

上記⑧、⑨の理由で申請される場合、通常の審査では前年(平成31年1月から令和元年12月)の世帯の収入額を基に審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1月以降に家計が急変した場合は、現在の収入状況を考慮して審査を行います。

※必要に応じて、現在の収入状況が分かる書類(給与明細など)の提出をお願いする場合があります。

3 申請の手続きについて

学校から「令和2年度就学援助費支給申請書(兼世帯票)」と「振込先口座調書」を受け取り、必要事項を記入し、学校へ提出してください。相談、申請は随時受け付けます。

4 支給内容及び支給時期

学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費・新入学用品費・修学旅行費等について、予算の範囲内で支給します。支給時期は7月、11月、翌年3月の月末ですが、初回は遅れる場合があります。

※認定となった場合、原則として申請月の翌月分から支給対象となります。